

被 扶 養 者 の 異 動

Q 被扶養者からはずれるのはどんなときですか？

被扶養者となっている方が就職して勤め先の健康保険に加入したり、収入が増えて被扶養者認定条件をはずれた場合は「健康保険被扶養者（異動）届」に健康保険証を添えて、速やかに事業所（健康保険担当部署）経由で健康保険組合に提出してください。

A 被扶養者からはずれるのはこんなとき

① 配偶者またはお子さんが就職したとき

あなたの扶養からはずれて、勤め先の医療保険に被保険者として加入します。

② 被扶養者であったお子さんが結婚して、結婚相手に扶養されるとき

あなたの扶養からはずれて、結婚相手の医療保険に被扶養者として加入します。

③ 配偶者またはお子さんが年収130万円（月額平均108,334円）を超えると見込まれるとき

④ 別居している扶養者への送金証明がないとき

被扶養者が、被保険者の送金により暮らしが成り立っていることの証明が必要です。被扶養者の収入額（年金等）以下の送金をしている場合は、生計維持関係が成り立っていないので認められません。

あなたの扶養からはずれて、お住まいの国民健康保険などに被保険者として加入します。

⑤ 扶養している親（60歳以上）の年収が180万円を超えたとき

あなたの扶養からはずれて、お住まいの国民健康保険などに被保険者として加入します。

再就職したり年金をもらうようになったり、不動産収入等があるときは注意してください。

⑥ 75歳以上になったとき

75歳以上（一定の障害のある方は65歳以上）のすべての方は長寿医療制度に加入します。

健康保険の被保険者が長寿医療制度の対象となった場合は、その被扶養者も健保組合の資格を喪失するため、国民健康保険に加入することになります。

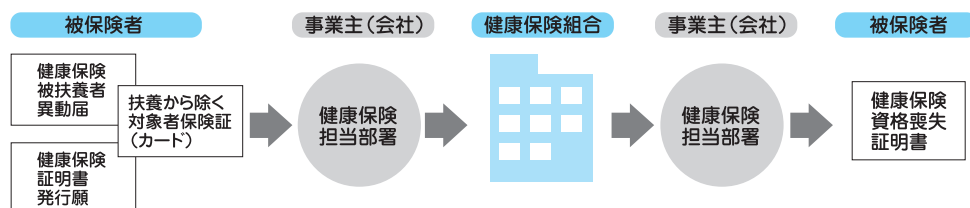
⑦ 退職して、失業給付（日額3,562円以上※60歳以上は日額4,932円以上）を受給中は被扶養者とは認められません

⑧ 被扶養者であった配偶者と離婚したとき

⑨ 被扶養者が死亡したとき

手 続 き

扶養から除く対象者の保険証（カード）を提出します



●被扶養者認定の範囲

配偶者（内縁を含む）直系尊属（被保険者の父・母・祖父母・曾祖父母）、子、孫、弟、妹。被保険者と同居していれば三親等以内の親族、内縁配偶者の父、母、子（内縁配偶者の死亡後も）。

お願い 被扶養者からはずれた人がいるとき、被扶養者にしたい人がいるときは…

5日以内に事業主経由で健康保険組合まで「被扶養者（異動）届」を提出してください。

*詳しくは、健康保険組合ホームページ「被扶養者からはずすとき」「被扶養者になるには」をご覧ください。

<http://www.yokogawakenpo.or.jp>

Q 保険証はいつまで使えますか？

A 被保険者の方は退職

日までで、被扶養者の方は扶養から除く日の前日までです。それ以降保険証はたとえ手元にあってでも使用できません。ただし

に会社に返却し、国民健康保険など他の健康保険への加入手続きをおこなってください。次の保険証が届くまでの間に病院にかかる場合は、一時的に全額を立て替えて、後日、健康保険組合負担分を加入された健康保険組合へ請求することになります。



Q 被保険者・被扶養者でなくなった後に、保険証を使用すると？

A 無資格受診となり、後日健保が負担した医療費（7割分）を返還請求いたしますので、ご注意ください。必ず、受診医療機関の窓口へ新しい保険証をご提示してください。

Q 無資格受診をした後に、次の健康保険組合へ加入した場合はどうなりますか？

A 返還請求分を支払ってから、新しい健康保険組合に療養費払いの申請をすることになります。申請から支払われるまでの手続きには非常に手間も時間もかかりますので無資格受診をしないようにしてください。



● 資格のなくなった保険証で受診すると、健康保険組合が負担した医療費をお返ししていただきます!! ●

健康保険被扶養者調査を実施いたします

平成24年度の「健康保険被扶養者調査」では、対象となった皆様にはご協力いただきましてありがとうございました。
被扶養者の資格確認は、健康保険法施行規則ならびに厚生労働省の指導により、毎年実施することが義務づけられています。

平成25年度も実施いたしますので、皆様のご理解、ご協力をお願いいたします。調査表未提出の場合は、健康保険の資格を喪失することもあります。

※詳細につきましては、次号の「けんぽだより」にてお知らせいたします。

お願い

審査に必要な書類

＊パート・アルバイトをしている方は、給与明細全てを保管しておいてください。

＊別居家族の方への送金証明書は、全てを保管しておいてください。手渡しの場合は認定できません。
(生計維持確認のための証明として必要となります)

被扶養者の適正な認定について、ご理解とご協力をお願いします。

健康保険組合では、一定の条件を満たしたご家族を被扶養者として認定し、医療費などの保険給付を行なっています。保険給付の財源は、被保険者の方や会社から納めていただいている健康保険料です。

資格がない人が被扶養者として健康保険に加入した場合、支払う必要のない給付をおこなうことになり、皆様からお預かりした大切な保険料を不適切に使うことになります。

また、健康保険組合では高齢者を支えるための納付金(支援金)や介護納付金等を国に拠出していますが、健康保険組合に課される納付金等は、年々増加しており、健康保険組合の財政逼迫の最大の要因となっています。納付金等の額は被扶養者を含めた加入人数をもとに決められるため、資格がない人が加入していると納付金等の金額が増え、健保財政に悪い影響を与えます。

健康保険組合では、国が定めた健康保険法などにに基づき、被扶養者の認定を厳正に行っています。皆様におかれましても、被扶養者の資格要件を認識いただき、被扶養者資格喪失の際は速やかに「健康保険被扶養者(異動)届」を提出いただきますよう、ご理解とご協力をお願いいたします。



70歳から74歳の医療費の窓口自己負担割合は1割に据置き

平成25年4月より1割から2割負担(現役並み所得者を除く)へ変更になる予定でしたが、平成26年3月31日まで1割負担に据置かれます。

平成25年度 任意継続被保険者の保険料のお知らせ

任意継続者被保険者の平成25年度標準報酬月額の上限は470,000円です。

470,000円の場合の月額保険料は下記のとおりです。

	標準報酬月額	健康保険料	介護保険料	月額保険料
平成25年4月分保険料より	470,000円	37,130円	4,700円	41,830円

＊任意継続被保険者の標準報酬月額は、退職時の標準報酬月額か前年度9月30日現在の当組合の平均標準報酬月額470,000円のいずれか低い額となっています。

退職時の標準報酬月額が470,000円未満



退職時の標準報酬月額となります

退職時の標準報酬月額が470,000円以上



標準報酬月額は470,000円となります